

スヘキ點ナキヲ以テ法律ハ一切ノ損害ヲ賠償スルノ責任ヲ運送人ニ負ハシメタリ(第三百四十一條)

◎相次運送トハ何ソヤ

相次運送トハ一ニ之ヲ連帶運送トモ謂ヒ數人ノ運送人カ明示又ハ默示ノ意思表示ニ基キ一通シ運送狀ニ依リ運送ヲ引受クル場合ヲ謂フ而シテ此場合ニ於ケル運送ノ引受ハ數人同時ナルコトヲ要セス即チ一運送人カ其引受ケタル運送ヲ實行スル爲メ運送品ヲ更ニ他ノ運送人ニ託シタル場合ニ於テ其後ノ運送人カ運送品ト共ニ運送狀ヲ受取ルトキハ之ニ依リテ前ノ運送契約ニ加入シ其當事者ト爲ルモノトス故ニ其運送狀記載ノ内容ニ從ヒ運送ヲ爲スヘキ獨立ノ義務ヲ負擔スルニ至ルモノニシテ其契約關係ハ單一ナリ
相次運送ノ場合ニ於テハ運送品ノ滅失毀損又ハ延着ニ付テハ各運送人連帶シテ損害賠償ノ責任シ其損害カ何レノ運送人ニ因リテ生シタルヤ中間ハサルモノトス蓋シ荷送人ヲ保護センカ爲メニ外ナラス

◎陸上運送ニ於ケル荷受人ノ地位ヲ説明スヘシ

第一 權利ノ取得 運送品カ到達地ニ達シタルトキハ荷受ハ運送契約ニ因リテ生シタル荷送人ノ權利ヲ取得ス之法律カ運送ノ特種ノ状態ニ鑑ミ特ニ荷受人ニ斯ル權利ヲ得セシメタルモノニシテ民法第五百三十七條ニ所謂第三者ノ爲メニスル契約ノ結果ニアラス又荷送人ノ權利ヲ承繼シタルモノニアラス如何トナレハ運送品カ到達地ニ達シタル後ニ於テモ運送人ハ引渡差止權ヲ有シ運送品ノ返還ヲモ請求スルコトヲ得テ其間ハ雙方同一ナル權利存在スルヲ以テナリ

第二 義務ノ負擔 荷受人カ運送品ヲ受取リタルトキハ運送人ニ對シ運送費其他ノ費用ヲ支拂フノ義務ヲ負フ之亦法律規定ノ結果ニシテ契約ノ結果ニアラス又荷送人ノ義務ヲ承繼シタルモノニアラス

◎運送人ノ責任解除ノ時期ヲ説ケ

第一 普通ノ場合

荷受人カ留保ヲ爲サスシテ運送品ヲ受取り且運送賃其他ノ費用ヲ支拂ヒタルトキハ消滅ス

運送品ニ直チニ發見スルコト能ハサル毀損又ハ一部消滅アル

タル場合ニ於テハ荷受人カ引渡ノ日ヨリ二週間内ニ運送人ニ對

シ其通知ヲ發セサリシトキハ消滅ス

以上ノ規定ハ運送人ニ惡意又ハ重大ナル過失アリタル場合ニ適用

ナシ

第二 時效 運送人ノ責任ハ一年ノ短期時效ニ因リテ消滅ス而シテ

其起算點ハ左ノ如シ

イ 運送品ノ全部滅失シタルトキハ其引渡アルヘカリシ日

ロ 運送品ノ一部滅失又ハ毀損延着等ノ場合ニ於テハ其引渡ヲ爲

シタル日

第九章 寄託

◎客ノ來集ヲ目的トスル場屋主人ノ責任ヲ略

述スヘシ

場屋トハ旅店、飲食店、浴場、劇場、寄席、見世物場、其他客ノ來集ヲ目的トスル營業場ヲ謂フ而シテ此等場屋ノ主人ハ客ノ携帶品ニ付テ左ノ責任ヲ負フ

第一 場屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受ケタル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタルコトヲ證明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二 客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ場屋中ニ携帶シタル物品カ場屋ノ主人又ハ其使用人ノ不注意ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ場屋ノ主人ハ損害賠償ノ責ニ任ス

第三 客ノ携帶品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ公告シタルノミニテハ

場屋ノ主人ハ以上ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス
 第四 貨幣、有價證券其他ノ高價品ニ付テハ客カ其種類及ヒ價格ヲ明
 告シテ寄託シタルニ非サレハ場屋主人ハ其滅失ノ責任ヲ負ハサル
 モノトス

◎場屋主人ノ責任消滅ノ時期ヲ説ケ

場屋主人ノ責任ハ甚々重大ナルモノナルヲ以テ永ク斯ル義務ヲ負擔
 セシムルハ甚背酷ニ失ス故ニ法律ハ特ニ場屋主人ノ責任ハ一ケ年ノ
 短期時効ニ因リテ消滅スルモノト爲セリ(第三百五)而シテ其起算點
 (一) 全部滅失ノ場合ニ於テハ客カ場屋ヲ去リタルトキ
 (二) 一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於テハ場屋ノ主人カ寄託物ヲ返還
 シタルトキ又ハ客カ携帶品ヲ持去リタルトキ
 以上ノ規定ハ場屋主人ニ惡意アリタル場合ニハ適用ナシ

◎倉庫寄託トハ何ソヤ

倉庫寄託トハ當事者ノ一方カ相手方ノ爲メニ物品ヲ倉庫ニ保管スル
 コトヲ約シテ其物品ヲ受取り相手方ハ之ニ對シテ報酬ヲ支拂フコト
 ナ約スル契約ヲ謂ヒ其寄託ノ引受ヲ營業トスル者ヲ倉庫營業者ト謂
 フ果シテ然ラハ倉庫トハ何ソヤ是レ甚々難解ノ問題ニシテ學者中未
 タ完全ナル定義ヲ下シタル者ナシ故ニ單ニ倉庫トハ地上、地下、水上、水
 下ノ有形ノ造營物ニシテ物品ヲ容ルルニ適スル物ナリト謂フノ外ナ
 キモノト信ス

◎預證券及ヒ質入證券ノ性質ヲ説ケ

倉庫證券ハ寄託者ノ請求ニ因リ倉庫營業者カ法定ノ形式ヲ具備シテ
 發行スル流通性ノ物權的有價證券ナリ
 第一 倉庫證券ハ因求證券ナリ 即チ寄託者ノ請求ニ因リテ發行ス
 ルコトヲ要ス(第三百五) 第十八條
 第二 倉庫證券ハ形式證券ナリ 即チ法定ノ形式ヲ具備セサルトキ
 ハ證券トシテノ效力ナシ(第三百五) 第十九條

- 第三 倉庫證券ハ證據證券ナリ 即チ倉庫證券ハ一旦作成シタルトキハ證據トシテ採用セラル(第三百六十二條)
- 第四 倉庫證券ハ引換證券ナリ 即チ倉庫證券ヲ作りタルトキハ之ト引換ニ非サレハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス(第三百七十九條)
- 第五 倉庫證券ハ裏書讓渡證券ナリ 即チ裏書ヲ以テ倉庫證券ヲ讓渡シタルトキハ寄託品ヲ讓渡シタルト同一ノ效力即チ物權的效力ヲ生ス但預證券ニ限ル(第三百六十五條)
- 第六 倉庫證券ハ處分證券ナリ 即チ倉庫證券ヲ作りタルトキハ寄託物ノ處分ハ證券ヲ以テスルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス(第三百六十三條)
- 第七 倉庫證券ハ當然ノ指圖證券ナリ 即チ倉庫證券ハ記名式ナラトキト雖モ裏書ヲ以テ讓渡スルコトヲ得(第三百六十四條)
- 第八 倉庫證券ハ有價證券ナリ

◎倉庫營業者ノ權利及ヒ責任ヲ畧説スヘシ

第一 倉庫營業ノ權利

- イ 保管料ヲ得ルノ權
 - ロ 立替金及ヒ費用ノ請求權
 - ハ 以上ノ權利ハ寄託物ノ全部又ハ一部出庫ノ後ニ於テ請求スルコトヲ得但特約アル場合ニハ其特約ニ從フヘキモノトス(第三百七十七條)
 - ハ 供託競賣權 倉庫營業者ハ寄託者又ハ預證券ノ所持人カ寄託物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサル場合ニ於テハ(第二百八十六條)規定ニ從ヒ保管物ヲ供託又ハ競賣スルコトヲ得(第三百八十一條)
- 第二 倉庫營業者ノ責任
- イ 損害賠償 倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人カ受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニアラサレハ其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス(第三百七十六條)
 - ロ 責任解除 甲 即時消滅 寄託者カ留保ヲ爲サスシテ寄託品ヲ受取且保管

料其他ノ費用ヲ支拂ヒタルトキハ即時ニ責任ヲ解除セラレ
料(第三百八十二條)
第三百四十八條

乙 時效 倉庫營業者ノ責任ハ一年ノ短期時效ニ因リテ消滅ス
其起算點ハ一部ノ滅失又ハ毀損ノ場合ハ出庫ノ日ニシテ全部
ノ滅失ノ場合ニハ預證券ノ所持人若シ其所持人知レサルトキ
ハ寄託者ニ滅失ノ通知ヲ發シタル日ナリトス(第三百八
此責任解除ノ規定ハ倉庫營業者ニ惡意アリタルトキハ適用ノ
限ニアラス(第三百八

◎寄託者ノ權利ヲ略説スヘシ

寄託者ノ權利トシテ其重ナルモノハ倉庫營業者ヲシテ倉庫ニ物品ヲ
保管シテ一定ノ時期ニ之ヲ返還セシムルニアリ其他特ニ其權利トシ
テ規定セラレタルモノ左ノ如シ

一 點檢、摘出、及ヒ處分ノ權 寄託者ハ營業時間内何時ニテモ倉庫
營業者ニ對シ寄託物ノ點檢若クハ其見本ノ摘出ヲ求メ又ハ其

二 保存ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得(第三百七
證券ヲ請求スルノ權 寄託者ハ寄託物ノ預證券及ヒ質入證券
ヲ請求スルコトヲ得(第三百五

三 保管ノ期間ヲ定メサリシトキハ倉庫營業者ヲシテ六ヶ月間寄
託物ヲ保管セシムルコトヲ得但已ムヲ得サル事由アルトキハ
此限ニアラス(第三百七

◎倉庫證券所持人ノ權利ヲ略説スヘシ

第一 倉庫證券所持人ハ倉庫營業者ニ對シ寄託物ヲ分割シ且其各部
ニ對スル倉庫證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得(第三百六

第二 倉庫證券ノ所持人ハ其證券ヲ讓渡スルコトヲ得(第三百六十四
條)

第三 倉庫證券ノ所持人ハ其證券カ滅失シタルトキハ新證券ノ交付ヲ
求ムルコトヲ得(第三百六
以上ハ二券ヲ併セ所持スル者ノ權利ナリ

- 第四 預證券ノ所持人ハ預證券ノ裏書ニ依リテ寄託物ヲ讓渡スルコトヲ得(第三百六條)
- 第五 預證券ノ所持人ハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得(第三百八條)
- 第六 質入證券ノ所持人ハ證券ノ質入裏書ニ依リテ寄託物ヲ質入スルコトヲ得(第三百六條)
- 第七 質入證券ノ所持人ハ寄託物ヨリ辨濟ヲ受クルコトヲ得(第三百七十二條)
- 第八 質入證券ノ所持人ハ裏書人ニ對シテ不足額ノ請求權ヲ有ス(第三百七十二條)

◎寄託物ノ質入ハ如何ニシテ之ヲ爲スヤ

第一 質入證券ニ第一ノ質入裏書ヲ爲シ寄託物ヲ質入セントスルニハ其質入證券ニ其擔保セラルル債權額其利息及ヒ辨濟期ヲ記載スルコトヲ要ス(第三百六十條)蓋シ債權ノ範圍ト寄託品ノ負擔スル範圍トヲ明カニシ質權者ヲシテ更ニ質入證券ヲ利用セシムルノ必要ア

ルニ因ル

第二 第一質權者カ其質權ヲ以テ第三者ニ對抗セントスルニハ質入證券ニ質入裏書アリタルノミナリテ足レリトセズ必ス預證券ニ質權ヲ以テ擔保セラルル債權額其利息及ヒ辨濟期限ヲ記載シ質權者之ニ署名スルコトヲ要ス(第三百六十條)蓋シ預證券ノ所持人ヲ保護スルノ必要ニ外ナラス

◎質入證券所持人ノ質權實行ノ要件ヲ説ケ

- 第一 質入證券ノ所持人カ辨濟期ニ至リ支拂ヲ受クサルトキハ手形ニ關スル規定ニ從ヒテ辨濟期日又ハ其後ノ二日內ニ拒絶證書ヲ作ラシメサルヘカラス
- 第二 質入證券ノ所持人ハ拒絶證書作成ノ日ヨリ一週間ヲ經過シタル後ニ非サレハ寄託物ノ競賣ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第三 質入證券ノ所持人ハ寄託物競賣代金ノ中ヨリ(一)競賣ニ關スル費用(二)受寄物ニ課スヘキ租税(三)保管料其他保管ニ關スル費用(四)倉

庫營業者ノ立替金等ヲ控除ナタル殘額金ニ對シテニアラサレハ自
己ノ債權ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得サルモノトス

商法問題義解上卷終

明治四十二年三月一日印刷

商法問題義解上卷奥附

明治四十二年三月九日發行

定價金貳拾錢

著者 普文學會

代表者 葉多野太兵衛

印刷者 河合辰太郎
出版印刷株式會社代表者
東京市下谷區二長町一番地

不許
複製

印刷所 凸版印刷株式會社
東京市下谷區二長町一番地

發行所

東京市神田區今川小路二丁目
(振替貯金口座七四四七番)

清水書店

法律問題義解叢書

清水博士序 鹽野庸一郎先生著 (既刊)

版七

憲法問題義解

清水博士序 鹽野庸一郎先生著 (既刊)

版六

行政法問題義解

曾文學會編纂

刊近

自治制問題義解

全一冊 菊紙百頁 定價 金貳拾錢

全一冊 菊紙百頁 定價 金貳拾錢

全一冊 (目下印刷中)

普文學會編纂 (四十一年十二月新刊)

版二 新刑法問題義解

普文學會編纂 (四十一年十二月新刊)

定價 九 半一
金貳拾 錢
頁數 冊

版二 刑事訴訟法問題義解

普文學會編纂 (四十二年一月新刊)

定價 九 半一
金貳拾 錢
頁數 冊

版二 民事訴訟法問題義解

普文學會編纂 (既刊)

定價 二 紙 菊 全
金百 半一
貳拾 錢 頁數 冊

版三 警察法問題義解

普文學會編纂 (四十一年十二月新刊)

定價 二 紙 菊 全
金百 半一
貳拾 錢 除數 冊

版二 修裁判法問題義解

普文學會編纂 (四十二年一月新刊)

定價 五 半一
金貳拾 錢
頁數 冊

刊新 國際私法問題義解

定價 八 半一
金貳拾 錢
頁數 冊

253
1042

新刊

普文學會編纂

民法問題義解

全二冊
上卷各定價金貳拾錢
下卷各定價金貳拾錢

近刊

普文學會編纂

民法問題義解

全一冊
(目下印刷中)

新刊

普文學會編纂

商法問題義解

全二冊
上卷各定價金貳拾錢
下卷各定價金貳拾錢

法 律 問 題 義 解 の 特 色

問 題 答 案

學 理 解 釋

應 用 自 在

記 憶 容 易

受 驗 必 讀

執 務 必 携

とは悉く之を網羅し、且つ従来あらゆる法律
試験の課題に至る迄、之が説明を與へたり
に依り、専ら各法の原理原則を闡明し、傍ら各
國の法制を比較し、立法の精神を審究し、凡そ
各法の難問疑義は悉く之を確定したり
に於て如何なる問題に接するも直ちに之を
斷案するを得べく、其運用の微妙、活動の妙に
至りては毫も遺憾なきところなり
にして一讀克く其骨子を忘るゝことなし、蓋
し著者が多年の研究に成れる、記憶的論理法
を以て説明したる者にして、實に本書の特色
の好著にして、各種の法律試験に於ける公法
私法の問題は、一に本書に依りて氷解するを得
べし
の虎の巻たることは、敢て喋々を要せず、殊に
の細なる索引を附せるに依り、事に臨み、搜索
の煩少く、直ちに質問を決するを得べし